全審連発第16号 令和4年2月21日

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた 通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 座 長 荒 瀬 克 己 殿

全国私立学校審議会連合会 会 長 近 藤 彰 郎

広域通信制高等学校に関する問題の改善について(要望)

1. 広域通信制高等学校の現状について

高等学校通信制課程は、教育の機会均等の理念に基づき、勤労青年に高等学校教育を受ける機会を広く提供するものとして、昭和23年に制度化された。昭和63年には、通信制課程の修業年限が「4年」から「3年以上」へ弾力化されたが、近年では、通信制課程で学ぶ生徒のうち勤労青少年は減少し、代わって不登校・中退経験者、経済的な困難や課題を抱える生徒に学びの機会を提供するなど、その役割が時代とともに大きく変化し、多様なニーズの受け皿として機能している。

累次の制度改正を経て、通信制課程の設置に際しては、例えば、最低収容人数240人以上、校舎面積は独立校で1,200㎡以上、教員数5人以上という極めて弾力的な運用が可能とされた結果、全日制・定時制課程を置く高等学校数・生徒数が減少する一方で、私立の広域通信制課程を置く高等学校数・生徒数が増加し、いまや2万人の生徒を抱える日本最大の高等学校が存立するまでに至っている。

また、私立の広域通信制高等学校では生徒数が増加する中、一部で不適切な学校運営や教育活動が行われ、生徒や保護者が多大な不利益を被るケースも発生している。こうした状況を受けて、本連合会では、過去21回にわたり、文部科学省に対して広域通信制制度の抜本的な是正策を講じるよう要望してきたが、一方で今般のコロナ禍を契機として新たに広域通信制高等学校を設置する動きが活発化するなど、現行の学校教育制度が本来の趣旨とは異なる目的で巧妙に利用され、健全性が維持できない状況に陥っているのが現状である。

2. 広域通信制高等学校を巡る問題点について

私立の広域通信制高等学校については、これまでも全日制課程と見紛うような形で通学コースが設置されていることや、塾と連携し大学受験対策に特化した指導が行われていることなど、学校教育本来の目的からかけ離れた教育活動の実態が指摘されてきたほか、設置認可についても、学校法人立では本校が所在する都道府県が、株式会社立では認定地方自治体が行うという、教育活動の実態に適わないいびつな制度構造であることなどが度々指摘されてきた。

また、学校として設置認可されていないサテライト施設(面接指導等実施施設及びサポート校)が教育活動の場として大宗を占める中で、こうした施設に対する所轄庁の指導・監督が十分に行き届かないという制度上の致命的な欠陥が放置され、生徒一人ひとりの個人差に応じた指導を行う高等学校教育とは全くかけ離れた実態が露呈している。

加えて、「全日型」と「スクーリング」との垣根が極めて曖昧になっているだけでなく、通信制高等学校に対する法令上の各種規制が緩和されていることを逆手に取り、サテライト施設や事業者と一体となって、ともすれば商業活動とも結び付き、そこに生徒を取り込み、学校教育本来の目的を 逸脱した形で学校運営が行われている。

3. 要望事項

高等学校教育の目的は、生徒の年齢に相応しい学力を含めた社会性を身に付けさせることであり、各学校は、この目的を達成するために必要な教員を揃え、施設設備を整備し、様々な努力を続けている。

他方で、高等学校通信教育制度の目的は、「定通振興法第1条」にある通り、勤労青年に対して教育の機会均等を保障することであり、この目的を達成するために、最低収容人数や設備、教員の編制等の基準について弾力的な運用が可能とされ、教育課程の基準も、全日制課程と比べ特例的に緩和されているのである。

制度発足当初の目的と実態が大きく乖離している現状において、このような特例措置が却って、不健全な学校運営や教育活動を常態化・助長する大きな要因になっているのは明白であり、このままでは「教育の質の保証」が揺らぎかねないばかりか、現行の通信制制度の仕組みが公然と営利目的に利用され、将来的には公教育制度そのものが、なし崩し的に瓦解していくことさえ危惧される。このような状況を踏まえ、本連合会としては、以下の事項について、その早急かつ確実な実施を検討されるよう要望する。

○ これまでの質保証に向けた取組の経緯などを鑑みれば、もはやガイドラインの再改訂や学校評価 の充実等といった小手先的な対策は、抜本的に再考すべきである。

文部科学省の調査研究協力者会議においても、各所轄庁からは自らの都道府県の区域を越えて遠 方に設置されているサテライト施設への調査が困難であり、行政指導が必要な箇所の発見を困難に していることや、他の都道府県が設置認可した広域通信制高等学校が自らの都道府県の区域内に設 置しているサテライト施設の実態を把握することが難しい等の現状が報告されている。これ以上生 徒が不利益を被らないようにするためには、広域通信制高等学校の問題を各都道府県任せにするの ではなく、国自らがより主体的・実務的な立場に立って具体的な問題解決を図られたい。

- 本年4月1日には、サテライト施設の教育水準の確保などを内容とした高等学校通信教育規程等の一部改正が施行されると承知しているが、定通振興法の目的と実態が大きく乖離している現実や、「全日型」通信制の実態などを鑑みれば、小手先の対応ではなく、実態に即した法令改正が必要である。とりわけ、収容定員に関しては、個々の生徒の状況に応じたきめ細やかな指導・支援を行うため、下限規定を撤廃し上限規定を設けること、サテライト施設に関しては、所在地の設置認可基準を参酌するだけではなく、国が統一的な設置基準を策定するなど、法令等の見直し・整備が必要と思われる。また、国と各所轄庁の緊密な連携・協力の下で、全てのサテライト施設に対して教職員配置や施設設備も含めた的確な管理監督ができるようにすることや、問題が生じた際には、国自らが直接指導・是正するための体制構築を図ることなど、実効性のある仕組みを早急に打ち立てられたい。
- 加速度的に教育形態が多様化し、営利目的化する通信制課程の現状を踏まえれば、通信教育制度 の質の底上げを含む根本からの対応策の早急な実施が必要である。

特に、広域通信制高等学校が実施する安易でショートカット的な学修方法が、公教育機関の在り方としてふさわしいか否かの観点から、改めて全日制・定時制・通信制それぞれの制度の目的や意義を吟味するとともに、課題が多い株式会社立の広域通信制高等学校については、その実態と存在意義を厳正に検証し制度の廃止も含めた検討をされたい。

以上、我が国の将来を担う子供たちのため、確実に公教育の質の保証が担保されるよう、今般の省 令改正による是正策を着実に実行することはもとより、高等学校通信教育制度の抜本的な見直しを切 に要望する。